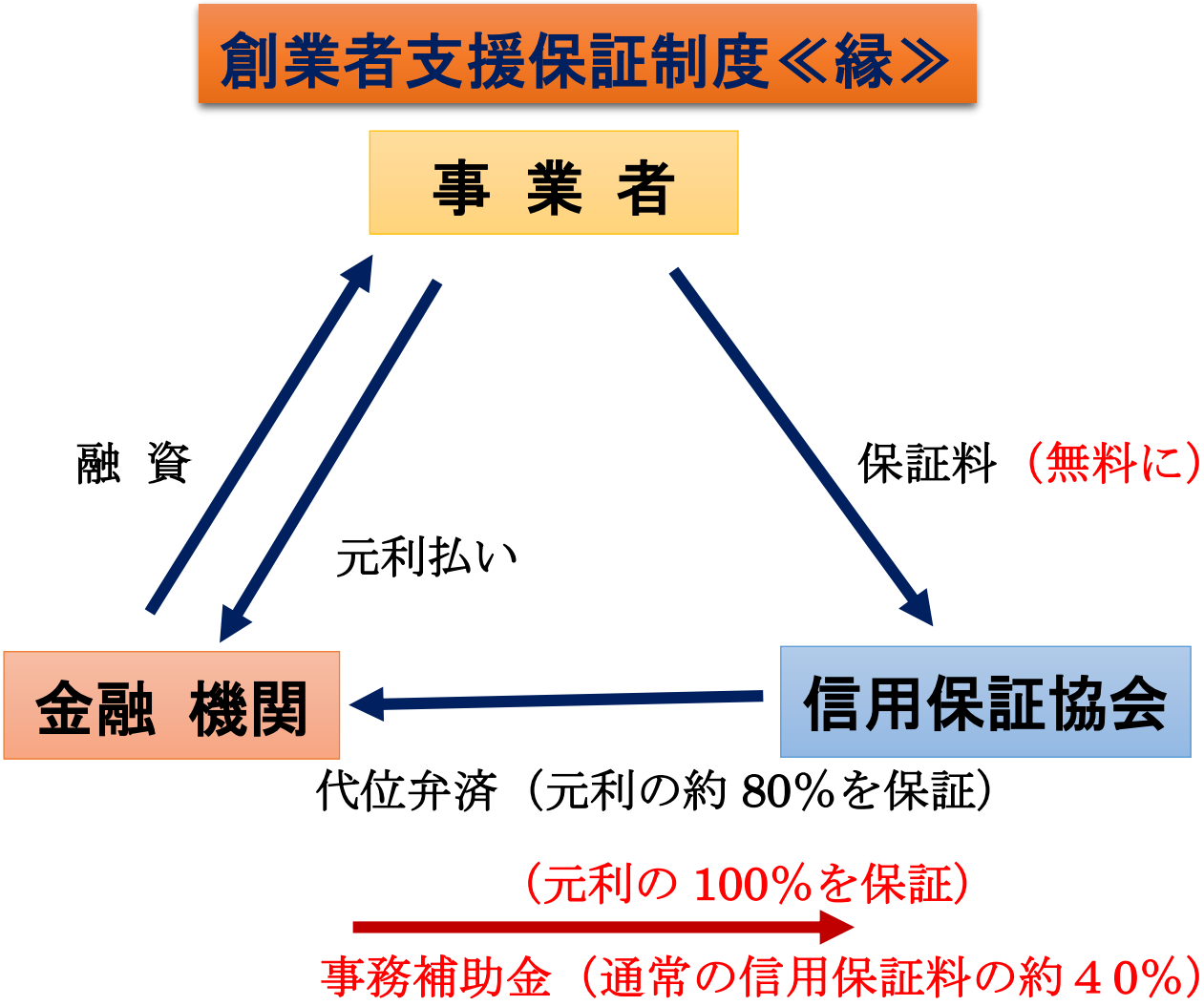

昨年 11 月、全国初の無担保・無保証人での創業者支援保証制度「あゆみ」の取り扱いを開始した島根県信用保証協会ですが、本年 11 月 1 日から新たに創業者支援のための独自制度「縁」を始めます。

通常の信用保証協会の保証業務は、事業者が金融機関から融資を受ける際、協会に信用保証料を納めてもらい、もしも返済できなくなった場合は、協会が金融機関に対し、元利の 80％を代って返済（代位弁済）する仕組みになっています。

これに対して、この度の制度では、信用保証料は、保証協会が金融機関から通常の 40％分の額を事務補助金として受け取ることで無料とし、事業者の負担を軽減します。一方、金融機関に対しては、元利の代位弁済の割合を 100％に引き上げ、融資リスクを減らすことになっています。

適用する融資は、創業を計画事業者や創業 5 年以内の事業者が対象で、額は上限 1 千万円、期間は 10 年以内です。